

公益社団法人習志野市シルバー人材センター会員の入会及び退会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人習志野市シルバー人材センター(以下「センター」という。)定款第6条の規定に基づく会員の入会又は退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会基準及び手続)

第2条 センターの正会員、特別会員として入会しようとする者に対しては、会長で別に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の入会申し込みに対しては、別表の基準により、理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第3条 入会者は、会員の種別毎に、センターの管理する会員名簿に登録する。

2 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(会費)

第4条 会費の金額、納期等については、センター会員会費規程によるものとする。

(退会事由及び手続)

第5条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。この場合は、会員名簿の登録を抹消する。

2 定款第9条及び第10条の定めにより、退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合、前項に準じて会員名簿の登録を抹消する。

3 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

第6条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の再入会申込に対しては、第2条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は、再入会を認めないこととする。

(補則)

第7条 この規程の施行に関して、必要な事項は会長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月27日から施行し、令和3年6月23日に遡及して適用する。

附 則

この規程は、令和7年9月24日から施行し、令和6年7月1日に遡及して適用する。

別表(第2条第2項)

入 会 基 準

- 1 入会申込書及び添付された関係書類から、センターの定款第5条各号の要件を満たし、会員としてふさわしいと認められる個人であること。
- 2 契約及び仕事の遂行に関して十分な能力を有する者。
- 3 反社会的な活動を行う団体の構成員あるいはこれに準ずる者でないこと。

